

令和 5 年度 第 2 回太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

**日 時：**令和 6 年 3 月 1 4 日（木）14：00～15：30

**場 所：**太子町役場 3 階 第 2・3 会議室

**参加者：**土屋会長

伊庭副会長

斧田委員

内田委員

関戸委員

羽田委員

上簗委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

事務局：太子町政策総務部住民人権課

木村課長

筒井課長補佐

**※傍聴者なし**

**会議次第**

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

（1）会長及び副会長の選出について

（2）第 2 次太子町人権行政推進プランの取組について

（3）その他

4 閉 会

**1 開 会**

【進行役：木村課長】

定刻になりましたので、ただいまから太子町人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、また引き続き、審議会委員をお受

けいただきまして誠にありがとうございます。

私は、審議会事務局の政策総務部住民人権課の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会長が選出されるまでの本日の司会進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。すいません。着座にて説明させていただきます。

まず初めに、審議会の記録、公開用として写真撮影等を行うこともありますのでご了承をお願いします。それではお手元の資料につきまして、次第の下のところに配布一覧を書かしていただいております。ご一緒に確認の方をお願いいたします。まず、A3 の取組調査票、資料1となっております。次に資料2 が調査票（別紙）ということで、A4 で1枚入れさせていただきます。資料3 は、取組状況ということで、右端の上にホッチキス留めをさせていただきます。ページ2枚にわたるものとなっております。資料4 が重点的な取り組み、令和6年度ということで1枚物を入れさせていただきます。最後に資料5 としまして、名簿の方を入させていただきます。大丈夫でしょうか。それでは、ただ今から始めますが、本来なら町長が出席し委嘱状をお渡しさせていただくところですが、本日は町長が他の公務のため出席できませんので、失礼ながら省略させていただきます。

## **2 委員紹介**

### **【木村課長】**

続きまして、資料5 の太子町人権尊重のまちづくり審議会委員名簿によりまして、私の方から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第3条第2項第1号の町議会議員といたしまして、斧田秀明委員でございます。

### **【斧田委員】**

斧田でございます。よろしくお願いいたします。

### **【木村課長】**

次に、第2号の学識経験者といたしまして、大阪芸術大学准教授の土屋尚子委員でございます。

### **【土屋委員】**

土屋でございます。よろしくお願いいたします。

### **【木村課長】**

続いて、第3号の人権・福祉・教育関係者といたしまして、人権擁護委員代表の内田久美子委員。

【内田委員】

内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【木村課長】

太子町人権協会代表の関戸充代委員。

【関戸委員】

関戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【木村課長】

民生委員児童委員協議会代表の羽田妙子委員。

【羽田委員】

羽田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【木村課長】

保護司及び更生保護女性会代表の伊庭純夫委員。

【伊庭委員】

伊庭です。どうぞよろしくお願いいたします。

【木村課長】

教育委員会代表の上簀久美子委員。

【上簀委員】

上簀です。よろしくお願いいたします。

【木村課長】

元中学校教諭の松本貴美子委員。

【松本委員】

松本でございます。よろしくお願いします。

【木村課長】

一般財団法人大阪府人権協会の宮前綾子委員。

【宮前委員】

宮前でございます。よろしくお願いいたします。

【木村課長】

NPO 法人 sunny side standard の谷口由佳子委員。

【谷口委員】

谷口でございます。よろしくお願いいたします。

【木村課長】

次に、事務局の職員をご紹介します。住民人権課課長補佐の筒井でございます。

【筒井課長補佐】

筒井です。引き続きよろしくお願いいたします。

【木村課長】

改めまして、住民人権課長の木村と申します。よろしくお願いいたします。

### **3 議 事**

【木村課長】

それでは、議事に入ります。本日は全員の委員が出席されておりますので、太子町人権尊重まちづくり審議会規則第 6 条第 2 項によりこの会議は成立しております。

#### **(1) 会長及び副会長の選出について**

【木村課長】

初めに、議事の 1 番目、会長及び副会長の選任について、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。審議会規則第 5 条第 1 項により会長及び副会長は委員の互選によって定めます。まず、会長の選出についてご審議願います。

【内田委員】

はい。引き続き、土屋委員に会長お願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

【全員】

異議なし。

【木村課長】

はい。皆様ご異議がないようなので、会長に土屋委員でよろしいでしょうか。皆様の拍手を以て。

(全員拍手)

【木村課長】

ありがとうございます。会長には土屋委員が決定されました。引き続き、土屋会長よろしくをお願いいたします。続きまして、副会長の選出についてご審議願います。

【関戸委員】

はい。引き続き伊庭委員に副会長お願いしたいと思いますが皆様どうでしょうか。

【全員】

異議なし。

【木村課長】

皆様ご異議がないようなので、副会長には、伊庭委員でよろしいでしょうか。皆様の拍手を以て。

(全員拍手)

【木村課長】

ありがとうございます。副会長には伊庭委員が決定されました。引き続き、伊庭副会長よろしくをお願いいたします。それでは、会長及び副会長から就任のごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【土屋会長】

先ほどご承認いただきました土屋でございます。改めまして皆様よろしくお願いいたします。人権をめぐる社会状況をちょっとみまわしてみますと、こちらの推進プランが策定された直後から比較しますと、改善された点も大変多くございますが、まだまだだなと思われる点もたくさんございます。つい先日も国会の若手の議員の会合に女性ダンサーが招かれて、不適切な行為があったということでは社会的な議論を呼び起こしました。その時会の主催者の理由としまして、いわゆる多様性、ダイバーシティの観点から問題提起したかったという理由が述べられたということで、また、様々な議論を呼び起こしたという経緯がございます。この一見をみましても言葉自体は、多様性の尊重など非常に社会的に認知されてきている。浸透していると思うのですが、一方でその中身はまだまだなんだと。まだまだこれからなんだなということは改めて実感した次第です。そう考えますと、こちらの審議会も推

進プランを作成してそれで終わりということではなくて、やはり今後の取り組みということがとても重要になってくる。その意味でこれからも皆様のご助力を得ながら、会長職を頑張って努めていきたいと考えております。皆さん、改めまして本当によろしく願いいたします。

【木村課長】

ありがとうございます。伊庭さん、よろしくお願いいたします。

【伊庭副会長】

引き続き、会の副会長させていただきます伊庭でございます。国会議員のあれを言おう思ったら言われて。せやけど、多分皆さん、あの辺の人らはその程度あれやと思います。自分の経験からしてもその程度かなと思うんで。今回、より勉強させていただきまして、そういうことが出ないように努力したいと思いますのでよろしくお願いします。

【木村課長】

ありがとうございました。それではこれからの議事進行は土屋会長にお任せしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

## （２）第２次太子町人権行政推進プランの取組について

【土屋会長】

それでは私の方で議事を務めさせていただきたいと思います。まず、議事の２番目、第２次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明をお願いいたします。

・事務局より説明

《質疑》

【土屋会長】

ありがとうございました。ただいま、第２次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明がありました。何かご質問、ご意見ございましたらご発言をお願いいたします。

【斧田委員】

この中で何件か出てきてるといとか、重層的支援体制整備事業ということだね、あんまり今まで聞いてなかった言葉として出てきてるかと思うんですけども、やっぱり今までの行政というのは、縦割りっていうんですかね、それぞれの所管のところであったのが、本当に相談される方が実際にどういうふうな相談にあるのかっていうふうなこととか、いろん

なサービスを受けるための連携であったりっていうふうな内容の事業だと思うんですけどね。そこら辺で合わせて人権相談っていうのも、こういうふうな流れの中で、今までではわからなかった点が出てきてるっていうんですか。聞き取りができるような 1 つのシステムとして考えられてるということでもいいんですか。

#### 【事務局】

基本的に重層的支援体制整備事業は福祉部局が中心になって行うことになってるのと、本町の場合でしたら、社会福祉協議会に補助金や、業務委託をしてきてるところがあります。その取り組む中で相談体制のところでは人権相談も加わっていています。なお、関係機関として人権協会、こちらの方も連携して取り組むようになっています。また、4 月から困難女性支援事業が開始し、女性相談支援員を本町に置きます。そういったところもこの重層的支援体制整備事業と連携して 1 人のケースがあったら、様々なところと連携して支援できる体制をとっていきたいというふうに考えています。

#### 【土屋会長】

他なにかございませんでしょうか。はい。お願いいたします。

#### 【羽田委員】

今、斧田委員のおっしゃったこともあるんですけども、関連性っていうのは各課含めてすべて関係してくると思うので、その中でですけども、人権の方としまして、話し合いをしています。中でも、何人かと一緒に勉強会をしたりとかしてますので、例えばその子どもの子育ては、今回は子育て支援課の方、それからいきいき健康課の方、民生児童部会の方から、そして専門職として助産師さんとか保健師さんと一緒に勉強会をし、この間ですけど、2 月の末ぐらいなんですけども、熊取町にも視察に行ってきました。今月は外から勉強会で講師を呼ぶようにしています。4 月からは、もうちょっと具体的に動き出そうということで、それは例えば赤ちゃんが、以前でしたら民生児童委員さんは赤ちゃんの見守りとしてですね、そのお母さんたちが何かを作ってる時に、預かりますっていう形だったんですけど、それだけじゃなくって、赤ちゃんを出産される前から、何かお困り事があればってということで、今、動こうとしています。今日ちょっと持ってこなかったんですけど、またお渡しできると思いますが、「ハートぽっぽ」っていうのは、前回のときにも、お話させていただいたんですけども、そのプリントをまた見ていただいて、ただそれはまだ初めの発足なんですけど、問題点とかあったらそこをつないでいって、活動していきたいっていうのは民生委員の中からも出てます。私個人もその子どもたちの子育てと同時に、年齢を重ねていきますので、これから老人のお歳を重ねていらっしゃる方のことも学びたいので、こちらにも載っていますように、いきいきサロンですね、サロンのほうで体操を教えに行ったりとか、そういう活動もしております。ですから民生委員の方も、ちょっと会議だけでなくて実際にいろんなところで活動できるような取り組みを今始めておりますので、何かそれ

が勉強になって、私自身も他のメンバーも刺激になって、人権擁護に繋がっているっていうことを感じていただけたらなと思っております。

【土屋会長】

ありがとうございます。他、何かご意見ご質問などございましたら。

【谷口委員】

困難女性の支援というところなんですけれども、具体的にどういう支援を考えておられますでしょうか。

【事務局】

まず困難な問題を抱える女性なんですけども、この法律に基づいて行うことは、女性が大前提となります。次に、困難な問題を抱えるって何、というふうになるんですけども、定義してしまうと、非常に幅が狭くなります。例えば、私困ってますって相談されに来られた方が、生活困窮で困ってると来られた場合、ただ単に、お金で困ってるんですねっていうだけじゃなくて、その裏にある又はその根底にあることまで踏み込んで、その人をケースワークして、よくよく全部聞いてみると、家で高齢の人の介護してる状況で、自分はシングルであって、子どもに障害があるとか、様々な要因を抱えてる人が考えられます。その人に、あなたこれに困ってるからあっち行ってくださいね、こっち行ってくださいねっていうんじゃなくて、そこに女性相談支援員がついて一緒に全部の支援につなげていく。というふうに考えています。

【谷口委員】

ということは、新たな部門ができるわけですか。

【事務局】

そうです。女性相談支援の窓口が住民人権課にできます。

【谷口委員】

住民人権課に置かれる。

【事務局】

はい。そこにおいて、女性の方に関しては、ワンストップでいけるように。ワンストップというのは、1人であっち行け、こっち行けっていうんじゃなくて、その場で全体ケースワークしながら、必ず一緒に動く。

【谷口委員】

ワーカーさんも置かれるわけですか。

【事務局】

はい。その予定をしています。

【谷口委員】

児童虐待との連携というふうに書いてるんですけども、子育て支援課との連携とかもどうなるのでしょうか。

【事務局】

児童虐待の分でしたら、その分を支援する事業主体は子育て支援課になります。ただその女性の方のケースを持つのは、女性相談支援員がおりますから、住民人権課でケースワークをしていくということになります。ただその内容が、児童虐待だけとか、そこで完結してしまうことでしたら、児童虐待防止法がありますので、子育て支援課にみてもらうことになる、というふうに考えています。

【谷口委員】

実はこの女性相談。今私たちがやってる活動そのもので、まさしくこれに当たるんです。保護者さんの課題で言ったら、精神であったりとか、それからもちろんシングル、それから人格障害だったりとか。どれも児童虐待とリンクしていて、経済的困窮にもリンクしてあっていう、総合的に困難を抱えておられる女性の方を、何家族か私達は関わってるんですけども、今のところその子育て支援課に、いろんなお話を持ち込むんですけど一向に事が動かないケースが多いです。その辺、今度また窓口が2つになるわけですね。住民人権課とそれから子育て支援課と1つの家庭の中の問題であるのに。そこら辺の住民人権課と子育て支援課、もしくは教育委員会との連携がどうなるのか。

【事務局】

そのつなぎの中心になるのが、住民人権課になります。

【谷口委員】

そこに住民人権課が入るということがあるんですか。

【宮前委員】

コーディネートされるということでしょう。

【谷口委員】

コーディネートっていう形になるんですか。うん。わかりました。

【事務局】

そうでないと今まででしたら、これは子どものことやから子育て支援課で話してくださいね。これは障がいがあるんで福祉介護課で話してくださいね。これは学校のことやから教育委員会でって言って、全部あっち行けこっち行けって言われるだけなんです。

【谷口委員】

まさしく。だからそれをね、一緒に抱えてる家庭ばかりを見てるんです。私たちは。だから、どういう形のものでできコーディネートに住民人権課さんがしてくださって。実働は各課になるんですか。

【事務局】

そうですね。実際その事業ができるのは担当課しかないし、学校の件だったら教育委員会しかないんで。そこに必ず女性相談支援員が入って一緒に話をするということになります。

【谷口委員】

それで新たな事業ができるかどうかかわからないと。資源を増やすなりなんなの、実際に動けるもの。要するにその困難を抱えてるお母さん方って、外に話を持っていくことが不可能なんです。こんな問題があんな問題があるっていうことだからどちらかというとアウトリーチ型で外に出て動いていただいて、誰かがその困難を引っ張ってこないと。それでも子どもは育ちきらない状況になってるので。実際にそういうふうに動きながら、子育て支援課と話し合いをしてるんだけど、一向に改善しない問題が多々あるので。そこら辺に住民人権課がコーディネートしてくださって、そこがどう動くのかなってというのが。

【事務局】

そうですね。まだやったことないんで何とも言えないんですけど。考えてるのはアウトリーチをかけていきます。そこがないと、今の0件のまま、となってしまう場合があるので、できるだけアウトリーチで働きかけて、その中で、各課が抱えているバラバラの案件を、まだ正式には決まってないんですけども支援調整会議というのも開催して、例えば子育て支援課だけとか、福祉介護課だけとか、教育委員会だけじゃなくて、一緒にのところで、その人をケースワークする。そこをコーディネートするのが、住民人権課の女性相談支援員の役割になる。

【谷口委員】

その中に要対協とか入ってくるんですか。

【事務局】

まだ今のところは決まってないんで何とも言えないですけども。要対協が入るっていうよりも、要対協のメンバーさんが入るっていうような感じになるかなというふうには考えています。要対協として入るんじゃなくて、別の支援調整会議っていう形です。

【谷口委員】

要対協から代表が入られるっていう。

【事務局】

そこはまだ決まってないんで、まだこれからです。

【谷口委員】

すみません。実際問題いろんな問題を抱えてるので。どういうものができ上がってくるのかなっていうのを期待しております。

【事務局】

一応 4 月からの事業になるので、またお話を聞かせていただいて、一から作っていくような形になるので、どういうふうに進めていくかっていうのは手探りの中、こちらを進めていくような形になりますので。そういう人が 1 人でも多くこちらの支援を伝えていけるような形にできたらと考えています。

【谷口委員】

私たちの働きとして、食材提供という形で各家庭に食材を持って行って、そこで保護者さんと繋がるっていう形をとってるんです。それでやっぱり、出てくる問題がいろいろあって、それをもって子育て支援課の方にお話したり、学校の方にお伝えしたりという連携をとらせていただいているんです。またこれからどう絡ませていただけるのか。どうぞよろしくお願いいたします。

【宮前委員】

はい。多分、国も含めて初めてやることなので、これからなんだと思うんですけど、きつと役所でできることって役所が得意なことと、制度のないことを役所もできないので、例えばそのご家庭に来る、食材を届けるみたいなのを役所ができるのかって言ったらなかなか難しいけど、それは住民団体さんがやっていただくみたいな。その調整とか役割分担みたいなところのコーディネートもこういうところになってくると思うんです。そこで支援調整会議っていうのをおっしゃったので、いわゆるケース会議ですね。そこでやって、みんながじゃあそれぞれ何ができるっていうか、その問題は何、何なのかって分析っていうか、仕分けをして、ほんなら子育て支援課はこれやれる、教育委員会はこれやれる、住民人権課はこれやれる。じゃあ、サニーサイドスタンダードはこれやれるよねっていうような、多分そ

んな仕立てになっていくんだと思うっていうことと、おっしゃったみたいなしんどいご家庭の方とかしんどい状態の方って相談をできるんだっていうこと自体も頭によぎらないので、ぜひ、ここの審議会の委員の皆様のような、それぞれ普段、住民さんに接しておられるような方が、こんな人おるよっていうことで声を届ける。或いは一緒に行く。アウトリーチと言っても当然限りがある、人的な限りもあるので、橋渡し役を皆さんがされるっていうのが。多分困難であればあるほど、あっち行って、こっち行ってって言われた経験が多いので、しんどいんですね。やっぱり役所に行くっていうこと自体がしんどいし、役所ってやっぱり敷居高いので、ちゃんと説明できるかなとか。ちゃんと扱ってもらえるかなっていう不安もあるのでそういうときにやっぱりその身近にいらっしゃる方が、大丈夫やでとか、一緒に行ったんでって言ってもらえると、だいたい相談に繋がるケースが多いので、ぜひぜひ私は町外の人間なので、あれですけど皆さんの活動っていうか、この役所との連携っていうのが重要になってくると思います。多分困難な支援だから、住民人権課が取られたんですよね。

【事務局】

はい。取りました。

【宮前委員】

いや、これは結構ね、大阪府内でもどこが持つのかって押し合いへし合いが。基本はやっぱり福祉なんですよ。

【全委員】

そうですね。

【宮前委員】

だから人権が持つってあんまりたくさんではなくって。というのも制度を使おうと思うと、その制度を持ってるのは福祉の方になるので。

【全委員】

うん。うん。

【宮前委員】

どうしてもそっちの方が主軸になる場合が多いんですけど、それでも人権で持たれる場合もあるんです。でも人権課じゃない制度もいっぱいあるので。庁内にみんな寄って、それぞれできることをやりましょうっていうやつなので。多分本当にみんなで。おっしゃってるみたいに2つ3つ4つぐらい。いろんな困難抱えてらっしゃるところを支えようっていうことなので。ぜひぜひ、次の審議会とかではこんなことで繋いだよ。みたいなお話を私なん

かが聞かせていただけるとすごく勉強になるなと思います。本当にね、これからです。今から制度設計も含めて。

**【事務局】**

そうですね。宮前委員がおっしゃっていただいているように、コーディネートするのが一番になってくると思うんですよ。役場の中だけでもしんどいですけど、町村になってくると、権限が少ないところもあるんで、外部との調整も必要なんです。子ども家庭センターであったりとか、大阪府女性相談センターであったりとか、あと富田林警察もあります。そういうところも含めて、一気にコーディネートして引き受けるっていうことになります。実際には、宮前委員がおっしゃっていただいたように、事業できるのってほぼ福祉なんですよ。福祉事業ばかりになってしまいます。福祉事業も縦割りになってるんで、ここの課はこれをやってください、ここの課ではこれをやってくださいっていうようなコーディネートっていう形になると思います。

**【宮前委員】**

いろいろありますよね。経済的困窮もあるし、ちょっと知的障がいもあってってなるとまた障がい福祉になるし、本当に縦割りなんでそれを横でつないでいこうとされると思います。

**【谷口委員】**

ほぼ、うちの団体で関わってる家庭、知的と身体と精神障がい。シングル等で、生活困窮と、全部もう複合的に関わって子どもの課題もかなり思春期になればなるほど子どもの課題が大きくなってくるんですけど、思春期の子どもの支援窓口ってないんですね。通常、高校やめてしまえばどこも繋がらないんです。支援に。中学校まではね、手厚く見てくださるんですけど。高校に一旦入ってしまったら、不登校が出てくるし、適切でない行為がいろいろ出てくるので、いろんなことで問題を持っていく場がないみたいな。そういうことがあるので、またよろしくお願いします。

**【土屋会長】**

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

**【伊庭委員】**

そこでですね、いろんなシステムとか、担当者がおられるっていうのはわかったんですけども、その話が前向いて進んでいってるかどうかチェックをする人っていうのはおるんですか。その本人がね、障がいがあって、その辺がようわからない人もおると思うんです。だからやっぱりその善意の第三者っていうんですか。そういう人らが見守ってて、進んでないやんかとか、よう進んでるなとか、その辺の判断ができる人がおったらいと思うんですけ

れども。どんなもんですか。

【事務局】

今のところ判断ができる人、何か第三者的に置くっていうのは考えてないんですけども、支援調整会議の中で、どこまで支援が進んでいるかというのを総合的に判断していく、という形になるかと思います。

【宮前委員】

全く私はそういう立場ではないんですけど、すいません。多分、多分ですけど、何か相談があって、ここ行ったら解決するよ、みたいなことはないのかな。それで終わらないと思うんですけど、これ、前行ってんのか後ろ下がってるのかようわからへんようなことは、支援プランっていうのを立てられると思うんですね。支援策を立てられると思うので、その支援策に基づいてそれぞれが支援をしていて、そのフォローアップじゃないですけど、それをそれぞれがみんなやってるけど総合的に今どんな状態なの。ていうのをまた会議をやっていくっていうことになるのでそれが多分チェック。その計画を立てるので、チェックになると思うんですよ。それをしながら進んでいくのってこう螺旋なので、こうはいかないんで、うまいこといくのって、戻ったような行ったような、戻ったような行ったしながら、多分その方の困難な状況ぐらい年数がかかると思うんで。そういうのを繰り返していくのかなと思いますけど。

【土屋会長】

まさしく推進プランに対するこの審議会のような会議は定期的に、多分ケース会議という形で開催されるはずですね。

【宮前委員】

もっと具体的なプランが。

【土屋会長】

うん。ということになるんじゃないかと思います。

【伊庭委員】

一応ね、そう進んでいくんであればいいんですけども。それに時間もありますしね。それに何年もかけたら、子どもも大きくなるし、状況も変わってくるだろうし。

【宮前委員】

ただね、困難なご家庭ってね、次々問題が出るんです。本当に。だから何がゴールなのかっていうのは、本当にやってみないとわからないけど。おっしゃったみたいにお子さんが小

っちゃかったときは小っちゃかったときやけど、大きになったら思春期の問題が出る。就労の問題が出てくる。仕事をやめるとか。子の認知が出てくるみたいな。いや本当に難しい。

【事務局】

そうですね。福祉でやってても負の連鎖というか、その方をケースワークしてても、次、子どもがケースワークの対象になることが多いんですよ。だからなかなか途切れない。結局そういったところのケースワークが今までできてないというのがほとんどなんですね。それがさっき言ったように、ここは子育て支援課で見てください。ここは福祉介護課で見てください。ここは教育委員会に来てくださってなるんで。どこかでその人たちを集約するケースワークが必要になってくるのかなと。そこが今回の場合でしたら、困難な問題を抱える女性の支援というところで、女性相談支援員がいる住民人権課の方でケースワークしていくという形になります。

【伊庭委員】

保護司してましてね。犯罪を犯す子どもらが出てくるんですけども、普通のちゃんとした家庭からの子どもが犯罪を犯す場合もありますんで、それはあんまり外から見えないんやけども。さっき言うたみたいに問題のある家庭やったら、周りから見てこの状態だったらこの子ちょっと、どないかなるかなっていうのが、多分見えると思うんです。だからそういう子どもらを救っていったらね、ちょっとでも少なくなるんちゃうかなと思うんです。その普通の健全な家庭から出てくるやつはね、周りから見てもわからへん場合が結構あるんでね、これはまた別の話があるとは思いますが。ある程度周りから見て、将来想像できるなっていうようなところやったらね、早めにちょっと手を差し伸べてね、どないかできたらなと最近思っております。

【事務局】

さっきの地域支援調整会議のところの話にもあるんですけども、役場の中の各事業課との連携するのは当然なんです。あと、大阪府関係のところであったり、警察署であったり、子ども家庭センターとかありますけど、行政機関だけじゃなくて、民間の支援機関とも連携していくことになると思いますので、できるだけそのケースに合った支援ができる形に進めていきたいと考えています。

【宮前委員】

多分困難な女性じゃなかったらさっき言った重層の方が引き受けるはずなので、本当は。ですよ。

【事務局】

そうです。

【宮前委員】

あそこも、縦割りじゃない横で切ってやるので。本当はそこがやってくれるはず。いや、女性じゃなかったらこっちに来ないので。

【事務局】

そうなんです。困難な問題を抱える男性はどうするのか。

【宮前委員】

そうそう。

【事務局】

そこは重層的支援で対応します。

【宮前委員】

重層でやるんですよ。

【事務局】

はい。

【上籙委員】

今、いろんな話を聞かせていただいて、伊庭さんの話も聞かせていただいて、私この自分の感覚を改めないといけないなと。改めて、今感じたことが。女性の人権とか、困難女性とか、なんかそういうことを目にする機会ってやっぱりあるんです。啓発いっぱいしてくださってるから。目にして、自分のことをふっと思って、自分の事に置き換えはするんです。でも私には、今は、これは必要ないところだわっと、ちょっと止まってしまったのが、今こういう話を聞いて、確かにその本当に必要な方ってその相談していく力がないというか、どこへ行けばいいかもその手段すら、相談するということすら、そうやわ、気づいてられないんやなと思って。なので、受けとられる女性、何ていうんでしょうか、一般女性っていう言葉もちょっとおかしいんですけど。啓発して、それをパッと明示された方が、自分には必要ないけれども、もしかしたら隣のあの奥さん、確かに困ってはるんじゃないかなっていう、そこが大事になってくるんだなっていうのをすごく今感じました。何か感じた、感じたんです。感じたんですけど、改めて、今、何というのか、その流れというかが目に見えるようにすごくこのお話の中でわかったので、そういったことが、周りの住民の方も、あーそこだ。って気づいてくださると、もっと、ご近所の方も困ってらっしゃるんじゃないかなっていうのが繋がっていきますね、っていう改めての感想になってしまうんですけど。なので何か、そういった受け取られた方が、自分のことに置き換えて自分はこれはまた必要になったら使う

ぐらいの感じ。ではなく、ちょっと周りを振り返っていただくとか、子どもたちから聞く誰々君が、誰々さんが、誰々んところがみたいな話をちょっと振り返っていただいて、もしかしたらって、つなげるってような。なんかそんなところを保護者の立場とか、地域の立場で、またできることないかなとか。大掛かりではないんですが、ささやかなことでできることはないかなと改めてちょっと思ったので、次にまたお会いするまでに、いろいろ考えたりケースに触れてみたりしたいなと思いました。

#### 【事務局】

はい。さきほど宮前委員がおっしゃっていただいたアウトリーチって、行政はかけにくいんですね。アウトリーチかけるって、行政はいっぱい言うてるんですけど。やっていくって言うてるんですけど、実際にアウトリーチってめちゃくちゃかけにくいんです。やっぱりきっかけは、どっかからの声なんです。それがなくなかなか、アウトリーチかけられないです。その辺を行政の職員がうろちょろしてるわけではもちろんないんで。だからそういった、啓発というか、そういった問題提起とか、相談につなげていただけるような人を増やしていくっていうのが、一番大事なかと考えています。そこが普段の啓発事業にも繋がっているんですけども、1人でも多くの方にそういうところから、ちょっと困ってる人がいたら、何か困っている人いますよ、という声があがったら、行政として動く。また、動いているわけですから。例えば、児童虐待なんかでしたら、法律があるので入っていけるんですけども、困ってるか困ってないかわからない、わかりにくい状況っていうのは、行政としてよくわからん状況ですので、できるだけそういった声をつなげていただきたいなと思います。それは、この困難女性の問題だけじゃなくて、役場にいろんな窓口がありますので、そういうところを活用していただいて、どこでもいいからつないでいただけたらと思います。

#### 【羽田委員】

はい。特に何か相談してくださいねっていう言葉で終わるとね、自分自身考えると相談するかなと思うんですね。そこからだと思います。だから私も赤ちゃんに関わったりすることでも、自分の経験からもありますけど、その経験の中でどれだけ気づいてあげるのかなっていうのがすごい大事だなと思ってます。お年寄りも、もちろんそうですけど。そんな中でつい先日、健康増進会議っていうのがありました。その中で、流産されたお話もちょっと出たんですね。そのあと気になりまして、流産されたその方は、現在どうされてますかっていうのをお聞きしたんです。上にお子さんがいらっしゃるから、今は何とかなって元気にされてるようですけどっておっしゃったんで、私の場合は自分自身のことですから、例にとっまずその保健師さんにね、私は2人亡くしていますと。だからその経験もあるので、もし、その方が何かね、悩んでいらっしゃったら、私は構わないのでまたお話とかさせていただけますよっていうふうに、自分の方からアプローチしていくと。そうしたら、ちょっとやっぱり私だけじゃなかったなって気づいてくださるのがありがたいなと思って。そこからまた、人間関係を結んできたらなと思いますし、あとは、この間も私が当番じゃなかったんですけ

ど、民生委員の相談があります。社協と一緒にってる。その中である民生委員さんが、相談員なんてやってるけど、なかなかこんな悩みなんかないわ。こんなんあってもなかったも、っておっしゃる方が実際いらっしゃったんですよ。そうしてるとパッとこれられたんです。その方の悩みを聞いてるとね、いろいろやっぱりあると、ご家庭のこととか。だからその当番のときでなくとも、やっぱりその窓口を持って行って、こういうことがありましたと。例えば内容だけでも民生委員の中で、こんなことがありましたよっていう話をする事で、あっそうそう、そんなこともあるんだな、ってみんな共有できるし、それも大事だと思うんですね。そのあとの、例えばどうなったかっていうのもわからないっていうのも、ちょっと話し合いの中で私は感じたことだったんですけど。だから共有する部分もあるし、もちろんそう、個々のことだから、全部が全部こう話にはできないっていう部分あると思うんですけど。やっぱり相談を受けると、あとどうなったのかなっていう気にもなりますね。そこら辺がうまくやっていけたらなと思ったりしてるんですけど。でも問題点はすごい大事だと思います。問題点があるから次どうしてこうっていうのができる。だから、人権は民生委員をやってましても、本当に大事なことなんて本当つくづく思ってます。今、以前から、思ってたことがだんだんだんだん、その縦割りじゃなくなって共有してやっていくっていうところは、うん。やっぱり民間のみんなの力も大事だと思いますし、そこら辺はこれからまたね、頑張っていっていただけたらと思います。

### **（３）その他**

#### **【土屋会長】**

他、何かありますでしょうか。それでは続きまして、議事の３番目に移りたいと思います。その他ということで、事務局から何かありますでしょうか。

#### **【事務局】**

はい。審議会の内容なんですけれども、こちらはいつもホームページで議事録等をアップさせていただいてるんですが、前回の第１回目の審議会の時なんですけれども、その議題の中に、差別事象の報告っていう内容がありました。そちらにつきましては、今回議事録の中で非公開というような形で報告をさせていただきます。事後報告になってしまいますけど、よろしくお願いいたします。

#### **【土屋会長】**

その他何か、委員の皆様から、せっかくの機会ですので、先ほどもいろいろと考え、ご意見をいただきましたけれども。他、もしこの機会ということであれば。はい。

#### **【松本委員】**

出すことじゃないんですけど。孫も太子町に住んでますので、最初に筒井さんがおっしゃった子どもの人権を守る取り組みなど、いろんなイベントをね、すごくよくやっていただい

てると思うんです。もうほとんどいけるときは、親子で参加して。マジックショーもすごく喜んで、メールも来たぐらいやったんですけども、スケートに連れてってもらったりとかね。そういうので、孫見てても、男の子なんですけども、男女平等とかいろんな出てますけども。今、小3なんですけども、見てたらそういういろんな取り組み中で、親子の会話やけども、親はいけないときは、お友達に声かけ合って。ここの外に出にくいとか書いてありますけども、結構、周りの友達連れてすごい楽しみにして行きますしね。こちらの方の親子の取り組みとか、JAの料理教室的なね、ミカン園、ミカン狩りに行ってからそれでケーキ作るとかね。ものすごくね、自然にその料理は女がするものとか、そうじゃなくってもエプロンかけていても、すごい喜んでそういうのも取り組みしてるからね。そういうのも理屈とかじゃなくて、小さい頃からそういうので体験させてもらってることもすごくいいなと感じてます。これからいろんな取り組みをやっていただきたいなというのと、昨日たまたまなんですけどNHKでしたかね、教育虐待って去年あった殺人事件のあれって、さっきも、外から見ても家の状況わからないとかいう話出てましたけども、結局、親は子どもを自分の思い通りさせていきたいことで去年の殺人事件に繋がったりするので、これなんか自分の子どもの思いとか全然聞いてもらえない、子どもの人権を親が認められてない。そういうことがあると思いますし、そういういろんな取り組みをしてもらってる中で、先ほどから話題に出てる親同士の繋がりも、子ども同士の繋がりもできるので、ぜひとも、またこれ続けていただきたいと思っています。今の皆さんのお話の中で、最初に筒井さんが説明していただいて、私も昔は教師やってたときも、それはここの課やね、いやそれはこっちのうちのうちの方やでいうふうなことで、どうしたらいいだろうみたいな。いろいろありましたけれども、先ほどのこの地のいろんな課題はうまく繋がっていくんじゃないか。なんかこう実感したという感じです。

**【土屋会長】**

はい。ありがとうございます。他に。

**【内田委員】**

子どもの人権のところにに関してなんですけどね。子どもの人権を守る部会での啓発活動。小学校において、人権教室に行ったり、人権擁護委員の方もしてるんですけども、子どもの人権を守るっていうことを、やはり今のこの親に、どんなふうに伝えていったらいいだろうかっていうのが、やっぱり課題といいますか。今の子どもを見ていると、どんなふうに共通認識を持っていったらいいんだろうかっていうのが、課題なんじゃないかなって思います。今年度、次年度の取り組みとしまして、幼稚園と共同で人権教室、親を対象にっていうことを、今企画中なんです。人数としては、やっぱり登園してから、そのまま保護者の方に残っていただくので、ある程度の方、ちゃんとお話を聞いていただけるという環境を作ったのことで行いたいと思ってますんですけども。やっぱりお母さんたち、保護者の方たちですね、子育てを通じて、その中で子育ての中で、子ども主体の件ですね。そこをどれだけ理解してもらえるか。そこを共有する場所っていうのが、今の世の中なかなかそういうコミュニティ

一をつくることって難しい時代なんじゃないかなと思うんですね。だからいろんな子育て支援の事業とかもされていると思うんですけども、やっぱり、親同士がいろんな話をして、その中に、子どもの人権、子育ての大切さっていうのを話し合える場っていうのを、だんだんだんだん、何て言うんですかね。縮小していかないまちづくりっていうのが、私は大事だになって思います。以上です。

【土屋会長】

ありがとうございます。

【関戸委員】

内田委員と同じように活動してるんですけども。お母さんと子どもっていう生活をちょこちょこっと見る機会があるんですけども。お母さんが荒れていくと、子どもの変化がすごく大きくなってしまって、なかなか大変な子どもになってるっていう事例も結構ありますのでね。そういうお母さんたちは、相談してくださったらいいですけれども、こちらからもちょっとやっぱり相談しにくいような感じもありますのでね。そういうところで拾い上げがどうにかできへんかなっていうのがちょっと。最近よく私たちも考えてるところなんですけれどもそういうこともまたちょっと勉強させていただきたいと思います。

【土屋会長】

ありがとうございます。他に何か。

【上簀委員】

今の親子関係っていうことをね、人権をお伺いして、つい人権っていうと、保護する。言葉はちょっと難しいんですけど、この子に足りてないことを、つい考えてしまいがちが最近の方、最近の保護者傾向は、そういう方もいらっしゃる、ペットのような与え方だったりとか、その可愛がって大事にしてるんだけど。それがその子を対人にしてのなのか、それとも自分をよく見せたいというか、自分のためのかわいがりというか、なのかっていうところが、すごく今お話を聞きながら思ったんですけど、その人権のとらえ方っていうのもまた幅広くなってきてるのを、ちょっとこの子育てが一旦落ちついた私たちからの目線と、その現在も子育てに手をかけてられるお母さんたちが、その視点に気づいていただけたらちょっと違ったような感じになっていくのかな。とも思いながら今お話聞かせていただきました。

【土屋会長】

ある意味、昨日のNHKの教育虐待の話もそういう、結局、すごく親は子どものためとかそういうことで、結果的に虐待になってしまってるということで、そういう視点の話も実は人権と関わってくるんですよ、っていうことをもっと世の中に周知できればなあ、っていう

ふうに思っています。

#### 【羽田委員】

私は、先ほど子ども亡くしてしたっていう話からなんですけど、普通亡くして、悲しい悲しいとか思って、次生まれてくる子どもに対しても可愛がって可愛がってする方がいらっしやるかもしれないんですけど、私の場合は、それは子どもにとったら押し付けみたいになるので、私は逆に、自分で物事を考えられてできるようなことを、っていうのを小さいときからしてましたので、それは正解とかそういうのはないんですけど、その性格を見ながら、自分自身の、満たされない部分を子どもに与えるっていうのは、私自身は、それはお母さん、親の欲望だけであって、この子のためにはならないって子どもはどう考えるかってどう思ってるかっていうことを大事にしたいなと思って育ててきたんですけどね。だからそれは一概に世の中も変わってくるのでどうかわかりませんが、例えば、私と娘がある所に住んでたところに、同じ学年の子どもがおりまして、お父さんからの虐待でお母さんも縮んでらっしゃって、その子は自分自身を守るために、常にナイフを持っていたんですね。学校へもナイフを持って行ってました。それを周りは知ってはいるんですけど、子どもに対して避けられるんです。大人の目は。だからその子だけが一人孤立するし、面白くなかったってこう見せたりとかするんですけど。私はあえてその子に声かけました。声かけてでも、違う大人もいろいろいるよっていうところを。多分その子もやっぱり一人で孤独だったんだと思うんですね。だから何気なく話をしていると、ニコッと笑って子どもらしい顔をするんですよ。娘とおんなじ同学年だったので、あえて頼みごととかその子を見たときに、娘が合わせて、例えば、前もお話したかもしれませんが忘れ物すると、それを何々君、ごめんこれ届けてねって言って、校門でその子に渡して、まだ時間前で助かったわって、すごい助かったやん、ありがとうっていう言葉をかけたりとか。だから気になる子には声かけとかするようにはしてました。だから人権の勉強も一応必要だと思います。でもその都度その時に聞かれて、そのお母さんたちが自分はどう思うかっていうことも大切だし、子どもを育てて自分の子どもだけじゃなくて、周りの子どもたちに対しても、やっぱり目向けてあげて欲しいなと思う。だからそういうのは、全く人権の教育がなかったら、それも駄目だと思うんですよ。だから携わって、あれっと思ったことが大事やなと思うこともひとつ人権の一部だと思いますので、だからどんどん悩まれながらもいろいろね。それがいいと思います。私は。

#### 4 閉 会

#### 【土屋会長】

ありがとうございます。何かこう、人権という言葉だけだと本当にわかりにくいのですが、ここに皆様のお話を伺っていると、そこに内実がすごく積み重なってくる普段の気持ちがとてもしてて、本当にためになります。どうもありがとうございます。貴重なご意見本当にありがとうございます。本日の審議会、これで終了したいと思っておりますけれども、他何

かご意見などございませんでしょうか。事務局の方もないでしょうか。では本日の審議会はこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

**【事務局】**

次回の審議会、9月を予定しておりますので、またご案内を差し上げます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。